

長州藩における賤民制の成立と確立

——寛文元年牢番役拒否事件の歴史的前提——

北 川 健

本稿の主眼は、長州藩の場合について、賤民制の成立と確立の画期をそれぞれ指定するところにある。

と云うのは、賤民制の形成展開過程の把握にあたっては、その「徐々」性^①漸次性を前面化するのではなく、むしろその段階的、階梯的な展開とその画期を明確にすることが、なによりも権力的措置、権力的対応としての賤民制の設定と確定という事実認識を確実にしていくと考えるからである。

もとよりそのためには、近世封建権力による初期段階の \wedge かわた \vee 編成における①身分的区分性と② \wedge 賤 \vee の論理の在、不在、ないしは③格外身分としての位階づけの有無、程度、といった点がそれぞれ検証されなければなるまい。近世賤民制の成立をめぐる^②は、いわゆる近世初頭成立説と一七世紀後半成立説とが併行しているが、要は、初期段階の \wedge かわた \vee 支配の体制をどう捉えるかにかかっている。

あらかじめ結論点を緒示しておく、①八かわたVへの特定八仕役Vの連結、賦課こそ八賤Vの論理による職分編成
 Ⅱ身分設定の具体的表現と見て、②一六〇四年（慶長九）をもって賤民支配体制の開元、一六六〇年前後（万治・寛文初）の全面的な隔別措置の展開をもって確立の画期、と認定する。

一 寛文元年の「牢番役」拒否事件

長州藩では、万治三年（一六六〇）から（？）翌寛文元年（一六六一）初頭にかけて佐波郡南域で八牢番役V拒否事件が生起している。すなわち、この地域数カ所の被差別部落は連携して牢番役返上の要求を提出。対して寛文元年二月、藩からの回答はこれを却下、牢番役こそは「穢多相応の役儀」だと通告。加えて被差別部落住民への八公役V賦課の整除と峻別を指示するものであった。^⑥

この拒否事件の藩権力に与えた衝撃は少なくなかった。数カ月後発布の法令では、八公用公役に非儀を構えて敵対する場合は、即時、討果たして構わないVと、公然と武力行使を言明、布告している^⑥。してみると、この牢番役拒否は、広く農民階級の八公役V忌避の動向のなかで用意、表出したものであったのである。領主対農民の階級的対峙の情勢のなかで、この地の被差別部落住民は、牢番役という人民弾圧機構への隷属——同時に賤民身分規制の鎖錠（後述）——からの解放をみずから求めたのである。

時あたかも万治・寛文期と云えば、幕藩体制の確立期に相当するが、八確立Vとは、実に被差別部落住民をも含みこんだ人民諸階層との対立と緊張をはらんだ、したがって「即時、討果」たすよう封建権力本来の暴力性を威示、発現してのことであったのである。そして事件そのものに対しては、藩は「穢多相応の役儀」という、まさに身分的規制の論理を持出し、併せて「公儀・御用」の賦課において百姓との峻別を強化するという、いわゆる分断支配の方式

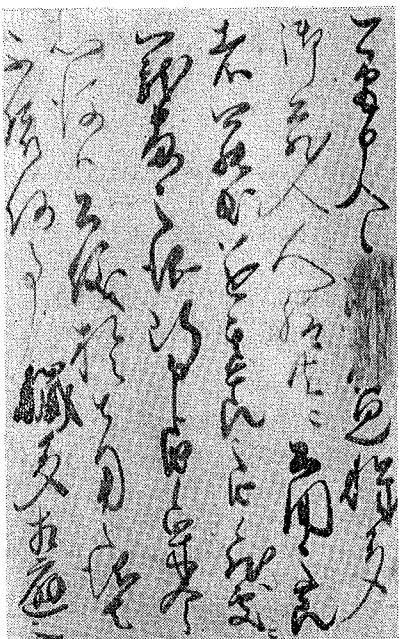
でもって対処しているのである。

万治・寛文期こそは、後述するように長州藩の賤民制度展開の上で一大画期をなすが、その一連の制度的措置のただなかに牢番役拒否事件はあるのである。つまり、事件はこれらの賤民支配の新たな展開への反発、抵抗として突出しているとともに、さらなる権力的対応と制度的拡充の契機として位置している。一六六〇年前後を画期とする賤民支配制度の全的展開は、被差別部落住民との対立と衝突を惹き起こしつつ、しかもその被差別部落住民の側からの抵抗と解放への志向を断ち切り、圧殺する体制として強行され現出するのである。

ここに私どもは、封建権力と被差別部落住民・農民階級との対抗関係の位相を通して、はじめて賤民制度展開の歴史のダイナミズムを捉えることができる。では、この万治・寛文期を画期とする賤民支配制度の新たな展開と現出こそは、そもそも近世賤民制度の成立を告げるものであるのか、あるいは確立と見做すべきものであるのか。

二 「穢多」称への転換と別帳化

近世賤民制成立の指標として一七世紀後半成立説の掲げる、「かわた」称から「穢多」称への転換、および八別帳化Vないしは八末尾記載Vといった事象は、長州藩でも捕捉することができる。それは万治・寛文初年を契機として



『正保三年被召上候二歩減被返遣事』

であり、万治・寛文期こそは長州藩の賤民制度の歴史の上で一大画期をなす。

すなわち、「穢多」称の公用は、万治・寛文初年(二六〇頃)まで逆上って検出することが可能であり(表1参照)、寛文元年(二六六)には藩の通達、公文書の上で明確に用いられている。しかも、それは「穢多相応の役儀」という、まさに身分的規制の論辞としてである(前述第一章参照)。

一方、いわゆる別帳化ないしは末尾記載の始期は、歴代の給禄帳の上での山口「垣ノ内」(後述)の記載順位の推移から、寛文初年前後であると判断する(表2参照)。正保・承応段階(二六五頃)では、山口「垣ノ内」の位階は必ずしも最下位に固定づけられてはいない。

また、いわゆる部落寺院の設定が藩内で展開しているのも、万治―寛文期である。

表1 「かわや」称から「穢多」称への転換と部落寺院の設定

年次(西暦)	呼 称	部 落 寺 院
慶長15(1610)	「かわや」	
正保2(1645)	「長吏皮屋役」	
承応2(1653)	「皮屋屋敷」	
万治2(1659)	「この年以前」穢多 「穢多相応の役儀」	佐波郡A地住民、摂州本照寺旦那に編入。 (万治年)山口「垣ノ内」に本照寺道場。 阿武郡西福寺、本照寺末寺。 (寛文年)玖珂郡B村に「鉢屋寺」。 C村に「茶箋坊主」。
寛文元(1661)		
天和3(1683)	「穢多衣類」	
貞享2(1685)	「牢番穢多」	
〃 3(1686)	「穢多屋敷」	
元禄2(1689)	「穢多請状」	
〃 7(1694)	「穢多五人組」	
宝永6(1709)	「穢多屋敷」	

(山口「垣ノ内」の道場設置については河村芳信氏「同和教育と部落史研究」に拠った)

問題は、これらこの期の権力的措置が賤民制の成立、確立のいずれを告げるものであるか、である。

三 慶長九年の「垣ノ内」の設定

八かわた(かわや)▽に対する権力による隔別措置は、近世初頭から存在する。隔離集落の設定、地域的な隔離がそれである。長州藩では慶長九年(二六〇西)、新旧の城下町において断行されている。

すなわち、旧城下町山口における「垣ノ内」の設定と、吉川領城下での「土居」内への編入である。前者にあっては、それまで市内善福寺の西門前の川端に「固屋屋敷」をあてがわれていた一八軒(それ以前は、伝説によれば、本流をさらに六キロ逆上った「D河原」に所在していたという)が、一キロ下流の本流との合流点の川畔に引移され、その在所を「垣ノ内」と付名されている。また後者でも、同年城下開設のなかで「川原」から「土居」内への地域的編成を見ている。つまり、「垣ノ内」と云い、「土居」内と云い、人為的境隔をもって八かわや▽を囲隔、集住せしめることが、近世初頭の領主権力にとって共通する意図であり、課題であったのである。

しかも、時あたかも萩城開設の時点、封建都市建設の一環としてなされているところに、この措置が兵農分離、町在分離の——云うなれば「奉公人ハ奉公人、町人ハ町人、百姓は百姓」(吉川家文書)という——身分編成に即応した、つまり八かわや▽の八かわや▽身分としての成立を告げるものであった、と見ることが出来る。ちなみに隣藩津和野藩城下では、この隔離地(のち「穢多村」)は、初期検地帳において「町方」「在方」いずれにも記上されていないという。

問題は、これらが賤民身分としての設定措置であったかどうか、である。(隔離地の地理的諸条件から、この点についての論議がなされてもいるが、本稿では関及しない。)

四 近世初頭の「かわや」の存在態様

ここで、近世初頭段階の△かわや▽の存在の態様が把握されなければならない。

前述の「垣ノ内」「土居」内の二つのケースからすると、△かわや▽の旧前の在所は河原である。もともと△かわや▽の前身が全てそうであったとは云いきれないが、ここに近世封建権力が介入しての△河原から垣ノ内へ▽△河原者からかわたへ▽という転換^⑧を見ることができ。そうした「河原者」が「乞食」と同一視される存在であったことは、天文年間（五吾頃）の毛利氏治下の事件でもって、すでに原田伴彦^⑨、布引敏雄^⑩の両氏の指摘しているところである。

また、△かわや▽の前身のなかには、在地の権門寺社に隷属奉仕するものもあった。たとえば、玖珂郡B地の場合、その民俗伝承からすると旧刹E寺の掃除役を勤仕していたとも推察され、佐波郡F地では、G神社から「役田」を給付されているという関係にある^⑪。

大名権力は、これらを見ずからの軍事的必

要から、その皮革生産者としての面でもって△かわや▽として掌握したのであるが（表3参照）、しかしそのことよって△かわや▽が旧前からの河原者、乞食、掃除の者といった側面を全て捨脱してしまっただけではない。もとより△かわや▽とは原皮革生産者のことにはかならないが、しかし皮剥ぎに限ったの単一な労働内容をとするものではなかった。すなわち、△かわや▽役は「野役」（元禄一六）と表記されてもいるように、その労働内容は多岐にわたっていたと解される。斃牛馬処理そのことにしても、「捨り物捌き」（安永八）と^⑫、物貰いや掃除の範疇でもって位置づけられていくものであった。

それに、長州藩でも初期検地帳が示すように、△かわや▽は△百姓▽と同じく田地を保有するものもあった（表4参照）。

問題は、こうした△百姓▽とも△河原者▽

表2 給禄帳における山口「垣ノ内」の記載位置の推移

寛永14頃 (1637頃)	正保頃 (1645頃)	承応頃 (1655頃)	寛文元 (1661)
残応 (0.17石)	徳佐慶法庵 (1石)	妙光庵 (0.89石)	徳佐泉福寺 (1石)
小南宮内 (30石)	山口妙光庵 (0.89石)	残応 (0.176石)	徳佐慶法庵 (1石)
宮崎兵部 (30石)	山口残応 (0.17石)	徳佐八幡宮神主屋敷 (3石)	妙光庵 (0.98石)
御城八幡 (10石)	徳佐八幡神主屋敷 (3石)	山口垣ノ内 (8石)	残応 (0.17石)
伊与八幡 (10石)	山口垣之内 (8石)	山口真女寺 (6石)	徳佐八幡神主屋敷 (3石)
美津野様御屋敷 (9.77石)	山口真女寺 (6石)	山口殿島 (3石)	山口殿島 (3石)
氏家隠岐 (7.07石)	山口殿島 (3石)	山口熊野 (2石)	山口熊野 (2石)
山口垣之内 (2.49石)	山口熊野 (2石)	木田渡守 (3石)	山口垣ノ中 (8石)
	(註、「山口垣之内」を最末尾にするものもある)	(同 右)	

寛文3 (1663)	貞享2 (1685)	元禄8 (1695)
徳佐泉福寺 (1石)	徳佐八幡神主屋敷 (3石)	徳佐八幡神主屋敷 (3石)
徳佐慶法庵 (1石)	山口殿島 (3石)	山口殿島 (2石)
妙光庵 (0.89石)	山口熊野 (2石)	山口熊野 (2石)
残応 (0.17石)	山口湯泉寺 (1.54石)	山口湯泉寺 (1.54石)
徳佐八幡神主屋敷 (3石)	山口慶法庵 (1石)	慶法庵 (1石)
山口殿島 (3石)	妙光庵 (0.89石)	妙光庵 (0.89石)
山口熊野 (2石)	山口残応 (0.17石)	山口残応 (0.17石)
(2行間アキ)		
山口垣ノ中 (8石)	(5行アキ替頁)	
	山口垣ノ内 (8石)	(7行アキ替頁末尾) 山口垣ノ内 (8石)

とも重複、錯綜した実態を有する八かわやを、権力がどう身分的に区別して捕捉したかである。一つには町・在および河原からの分離隔別のあったことは前述したが、居所の区分だけではない。

五 近世身分制の編成と「仕役」賦課

いわゆる近世初頭成立説では、八かわたを身分固有の身分的特権と、身分的負役の設定をもって八かわたを身分の成立に賤民身分の成立だと説く。これら固有の特権付与と負役賦課における八賤の論理の在、不在が検証されなければならない。

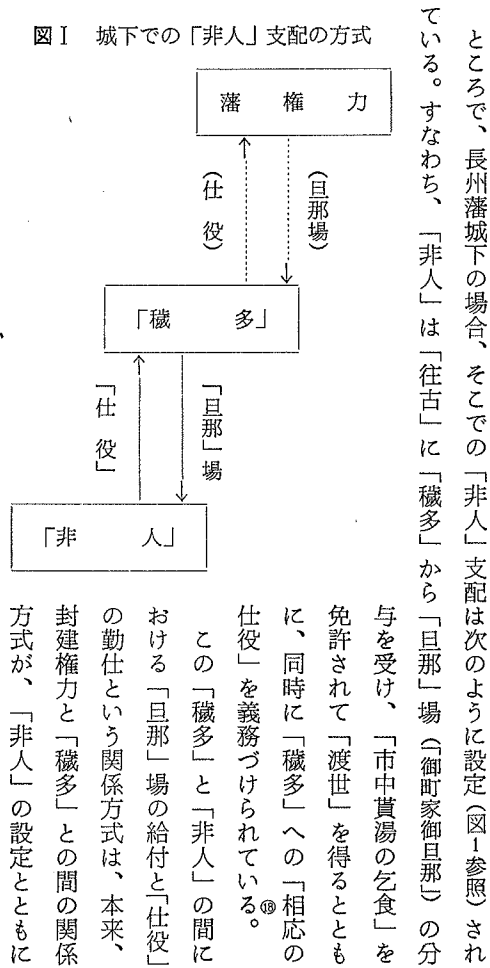


表3 毛利氏八ヶ国時代の「かわや給」

	備 後	安 芸	周 防	長 門
かわや 給	4	8	2	0
茶せん 給	0	1	0	0
おんぼう 給	0	0	1	0

（「八箇国御時代分限帳」から作成）

「非人」統轄者とされた「穢多」と「非人」との間にも持込まれ、二次的に構成されたものだと考えられる。

こうした事例からすると、賤民身分の編成と支配は、八仕役勤仕と八旦那場付与という、奉仕―保障の関係の設定と維持によってなされている。つまり、旦那場という身分的特権（身分的所有）の付与は、身分的負役としての仕役勤仕（隸属奉仕）の反対給付として存在するのであり、旦那場の付与と仕役賦課とは表裏、同時する関係にある。

してみると、こうした仕役賦課による職分編成、身分設定の方式の登場こそ、近世身分制度の成立として注目できる。問題は、如何なる仕役によって賤民身分は編成されたのか。八かわたを賤民身分として特定づけているところの仕役とは何であったのか。

六 「仕役」賦課における八賤の論理

長州藩でも慶長一五年検地において「かわや」の肩書記載が見られる。この肩書記載の意味は、隣藩小倉藩などでの記載事例と対照すると、いわゆる八夫役免除、「御役目御免」の非八役家表示である（表5参照）。つまり、八かわやを八百姓と同様に田地を保有しながらも、夫役を負担しないことにおいて八百姓と一般とは区別されるものであった（但し、大工、鍛冶、神官、僧侶なども夫役免除の点では同様）。この八かわやの夫役免除は、隣藩福岡藩の慶長七年（一六〇二）の措置で見ると、「皮多」の皮革貢納と引替えての「諸公役免除」である。^⑨

表4 慶長検地における「かわや」の土地保有状況（都濃郡日村）

	田	畠	屋 敷	浜	その他
かわや孫右衛門	1.20		3.10		
かわや兵衛二郎	21.00				
かわや弥 七	22.30				
かわや孫左衛門	1.20	3.20		13.20	塩屋 1 間

（「慶長十五年都濃郡〔H地〕打渡坪付」から作成）

表5 検地帳・人改帳における肩書記載の例

長州藩(慶長15) (打渡坪付帳)	小倉藩(慶長14-16) (人付帳・人番改帳)	松江藩(正保4) (検地帳)
庄屋 肝煎 目代	庄屋 肝煎	役人 庄屋
下人 後家	名子, 小者, 下人, 下女 女房, 後家, 隠居, うは	
	病者, 筋やミ, こしぬけ ちんば, 手おれ	
大工 紺屋	鍛冶, 大工, 紺屋, 番匠 伯楽	
	牢人, 奉公人, 町人 かりけたおれ百姓	
山伏, 座頭, 禪門 おんぼう かわや	社人, 僧, 坊主, 寺家 山伏, 座頭, 禪門 はちひらき	寺 神主 はちや
	非「役儀者」	「御役目御免屋敷」

(松江藩については藤沢秀晴氏「鉢屋覚書」に拠った)

この「かかわ」の職課は、 \wedge 賤 \vee の要素と論理をどう内在するものであったのか。
 ところで、 \wedge か \vee の負担は皮革上納だけであったのではない。時代は下るが佐波郡毛利氏一門の給領の場合で見ると、 \wedge 掃除役 \vee 牢番役 \vee などが \wedge か \vee の仕役とされている(表6参照)。また、山口「垣ノ内」では当初(慶長九年)から「郷中夜廻役」が賦課されており、支藩徳山領では「籠番」「拷問」「非人払」の役務に「穢多」が当てられている。隣藩広島藩では東西の「革田」が城内の「掃除」、藩主発着駕の奉拝、東照宮祭礼時の「警固」などを勤仕しており、寛永七年(一六三〇)には在郷の「革田」をもって「籠番」とするよう規定。鳥取藩では寛永一四年(一六三七)には「はちや」が牢番役米の給付を受けている。

こうした \wedge か \vee の牢番役、掃除役、警番役などの賦課は、如何なる理由によるのか。
 大山喬平氏の研究「中世の身分制と国家」(岩波講座『日本歴史』中世)によると、中世にあつては、刑吏、追

捕、築地、葬送、斃牛馬処理、声聞師、猿楽、乞食などは、「キヨメ」||「掃除」という職分範疇でもって、しかも「エタ」「非人」のそれとして一括、連関されるものであった、という(表6中世欄参照)。

ここに \wedge か \vee への牢番役、掃除役、警番役の賦課という職掌連結の歴史的根拠と、 \wedge 賤 \vee の論理の介在が見出せることになる。中世以来の \wedge 伝統と慣習 \vee の継承と、 \wedge 賤 \vee の論理によるところの仕役賦課、職分編成である。

事実、近世初頭、高野山の「谷のもの」、祇園社の「つるめそう」、比叡山の「犬神人」らは、「寺方のさうじ」の者などとして権門寺社に隷属奉仕するものと見做されている。

そして、この中世以来の方式、つまり

表6 賤民の職能

中世	近世				
	広島藩	長州藩A地	松江藩	鳥取藩	
「キヨメ」	「革田」	「穢多」	「鉢屋」	「鉢屋」	「非人」
斃牛馬処理 皮革、染料	(皮革)	(革へき) (なめし)	竹細工	竹細工	
刑吏 追捕	警固 (牢番)	牢拷 舍問	捕刑 牢	吏吏 捕牢	吏吏 捕獄
掃除	掃除	掃除			掃除
死体処理 葬送、墓守		葬礼、法事			
池築 浚地	土木測量				
泉石	植樹				
声聞師 猿楽、万歳			芝居興行 歌舞	操興行	
乞食		(貫米)	乞食		

(中世欄は大山喬平氏「中世の身分制と国家」から作成した)

△掃除役▽を媒介としての賤民支配の方式を近世封建権力は継承採用するのである。

すなわち、『慶長見聞書』の伝える慶長一二年一二月の幕府による公事裁決は、「穢多」(△にかわり▽△皮具足作り▽)の葬送の道具取りの訴願に対して、比叡山の「犬神人」らを引合いに「さうじなど仕候はゞ……」という、武州玉蔵院看海の主張を勝訴としている。ほかならぬ幕府みずから、歴史的な△賤▽の論理にもとづく①△かわた▽△葬送▽△掃除▽の三者の連結と、②△掃除役▽を介しての△かわた▽の権門寺社への隸属、および③その△掃除役▽奉仕の反対給付としての特定権益(ここでは葬送の道具取り)の保障、という関係方式の設定を公認、正当としているのである。

ここに中世以来の権門寺社と賤民層との間での奉仕―保障、隸属―保護の関係方式は、実に幕藩権力において肯定、継承されていっているのである。△掃除役▽と連関させられていることにおいて△かわた▽は賤民なのである。

渡辺広氏の研究によると、大名浅野氏は、広島入部(元和

和五年)以前、紀州和歌山藩において、「牢番役」又五郎の統制下に組入れた―牢番役又五郎に「御掃除役米」を納付する―ものだけを「かわた」として措置している。牢番役、掃除役という△役▽による△かわた▽の編成と設定である。ここでは牢番役、掃除役こそ△かわた▽を△かわた▽たらしめている刻印にほかならない。

近世大名権力は、△かわた▽が従来保持してきたところの河原者、乞食、掃除の者といった側面をテコに、これを△掃除役▽などという△賤▽の論理を内在した△仕役▽賦課の形で職分編成することによって、その賤民身分としての設定を行なっているのである。掃除役、牢番役、警番役などといった仕役こそは、賤民身分支配の鎖錠をなす。そこに賤視と卑賤観が貫徹していたことは否定できない。

七 近世初頭における賤視の存在

戦国期にあつては大名権力が賤民層をも軍事的に動員、その厚遇にも及んだことはかなり知ることができる。だが、そこにも一定の身分的賤視が存在していたことを見ないわけにはいかない。

①永禄八年(一五七〇)、尼子経久は「はちや」掃部の軍功に対して恩賞を与えるが、その内容は分国中の「はちや親分」に任命するというものであった。「はちや」はあくまでも「はちや」という範疇での処遇である。

②天正・文禄ころ(一五九〇頃)、毛利氏は叛乱した山口の「革田」河上兵衛を征伐するのに、広島「革田」伍家孫左衛門に郡中の「革田」を卒いさせ、長駆、山口に派遣して河上一党を討伐させた。③「革田」には「革田」という処遇のさせ方である。

③福島正則は、広島時代(慶長・元和年)、意に添わぬ庶子の一人を監禁、餓死させたが、その遺骸を「革田」伍家孫左衛門に払下げ、命じて「革田」の地所内に埋めさせた。④「革田」の地所内に埋葬することが懲罰として行な



「かわや給」と「役田」が見える『八ヶ国御配地絵図』 本文36頁参照

表7 『知新集』に見る広島での「革田」処遇の推移

	武田時代	毛利時代	福島時代	浅野時代
革田頭(雨野) 嘉右衛門先祖		(文禄ころ) 温品村→ 300石	(慶長5) 同所→ 100石	(元和5) I村 切米10石3人扶持
革田頭(伍家) 平三郎先祖	楠木村→ 100石	(天正17) 国泰寺辺→ 100石	(慶長5) J村→ 100石	(元和5) 同所 切米12石3人扶持 免地6町余

われている。

④慶長六年(二六〇)、吉川氏は防州岩国に入部したが、これに敵対した高木の遺児を処置するのに、これを八かわや八右衛門に養子として引渡した。敵対者への制裁として八かわや八右衛門への身分づけが行なわれている。被征伐者高木の遺児は八かわや八右衛門を養親とし、その血族員となることによって存命を得ている。

⑤天正一三年(二五五)、小早川隆景の伊予入部とともに、予州深田の城主竹林院実親は一族家臣ともども落去離散。「風辺」と変名して土佐中村に逃避したが、大名山内氏のもとで慶長一三年(二六〇)、八辻亮八右衛門の親子契約に応じ、斬罪役(八かわや八右衛門)となることによって転向と安住を得る。

③④⑤によれば、八かわや八右衛門は近世初頭から行刑的、懲監的な役務を負わされており、④⑤にあつては、政治的な報復や転向が八かわや八右衛門への身分的追放や身分的亡命という形で行なわれている。これらが懲罰、制裁、あるいは治外、亡命としての効力を有するということは、社会的な蔑視、これらを格外身分とする卑賤観なくしてはありえない。八かわや八右衛門が警察・行刑機構の末端に充用されていたという積極的な理由はそこにある。

もつとも、戦国期の軍事優先の態勢は、賤民層に対する身分的規制を大巾に阻害するものであった。たとえば、尼子経久の戦国大名へのカムバック、返り

咲きは八はちや八右衛門の支援を得ての成功であり、毛利元就にしても、山中鹿之介指揮する尼子軍との激戦では、芸州高田郡の「革田」雨野量重・信秋父子の背に負われて、その奮迅の働きによって死地を脱しているのである。事後、元就はこれを厚遇、城門に馬を繋がせている。

しかし一方、永禄一三年(二五〇)、佐波郡防府天満宮では宮番らを「不勤従」のため放逐し、これを毛利輝元に上申しているように、下層隷属民の統制支配は領主階級と近世権力にとって要請される一方の課題であった。

こうした戦国期以来の状況に大名権力みずからが終止符を打ち、新たな身分的統制へと転換、踏切るのは、慶長・元和の転封を契機としてである。すなわち、毛利氏は防長二州への転封と城下建設を契機に八かわや八右衛門の「垣ノ内」への囲隔、吉川氏は「土居」内への編入を断行。広島では元和五年(二二二)紀州和歌山からの大名浅野氏の入部によって、在来の「革田頭」伍家孫左衛門、雨野信秋らは一変して従来の処遇を剝奪され(表7参照)、往年の「武田」の功績も失効している。ここに近世八かわや八右衛門の支配の体制が始まる。

八 正保二年の「頭」支配の成立

以上のことから、長州藩について云えば、慶長九年(二六四)、山口「垣ノ内」への隔離と「郷中夜廻役」の賦課という事実こそ、賤民制度の開元は示される。

もつとも、賤民支配の体制は一挙に全藩的、全面的に成立、展開したのではない。紀州和歌山藩での浅野氏の牢番役・掃除役を媒介としての八かわや八右衛門の支配の方式も、まずは城下周辺の郡域に限られている。その広島入部後、在郷にも及んで「革田」を「牢者番」に規定したのは寛永七年(二三〇)である。また、長州藩で防長「両国」の「長吏皮屋役」という形で統轄支配の体制が成立するのは正保二年(二六四)に至ってである。そして、正保・承応期(二六五頃)

表8 牛皮の藩庫収納額の推移

年次	枚数	周防	長門
寛文7 (1667)	牛皮 86	43	43
貞享3 (1686)	牡牛皮 68.9801 ^(ママ)	25.8773	43.0308
宝永6 (1709)	特牛皮 87.8余		
(享保11) (1726)	牡牛皮 68.9081	25.8773	43.0308
宝暦 (1760頃)	特牛皮 68.9081	25.8773	43.0308
寛政元 (1789)	特牛皮 87.9241	44.8523	43.0718
文化9 (1812)	特牛皮 87.8731	現皮 29 代銀 58.9241	

(「御兩國御朱印辻付立」などから作成)

までは、八かわやVは最下位身分としてその地位を明確に固定、規定づけられていない(表2参照)。

たしかに八かわやVは、初期検地帳に見る如くには藩権力によって把握されてはいた。しかし、藩内全域に散居する八かわやV全てに対する統轄機構は欠如していた。正保二年(六宝)三月、藩は山口「垣ノ内」の吉左衛門をして「^(附長)兩國長吏皮屋役」に任命。これに藩内各「皮屋役中」への沙汰を執行させるとともに、年間一〇〇枚の「特牛皮」の上納を義務づけている。いわゆる頭支配の成立である。

したがって、それまで正保以前の段階にあっては、一部有数の、たとえば山口「垣ノ内」などのような特定のケースを除いては、とりわけ給領(家臣知行地)などにあつては、八かわやVはそれぞれその地の権門、給領主などに隷属し、その処遇は在地既存の慣習にゆだねられている面が大きかったと考えざるをえない。

たとえば、この正保段階の頭支配においても、その皮革収取が徴収ではなく「買集」によるものであったということは、各地八かわやVについては、元来、藩権力が皮革収取権の前提条件としての旦那場の付与、保障の個別的、直接的の権力主体ではなかったことを示唆している。ちなみに、農民支配の上でも給領内に藩権力が一定の介入を貫徹、公現

するもの、この正保改革においてである。その正保改革の一環として八かわやVの頭支配の設定はあるのである。八かわやVの直接統轄機構の成立は藩体制の整備確立と連関する。ここに藩内八かわやVはこの頭支配のもとに系列化。その身分的、隔別的立場をより明確づけられるとともに、その処遇も斉一的に規定づけられていくことになる。

もつとも、この頭支配にも限界が伴なう。すなわち、その皮革収取面で見ると、元締役吉左衛門による皮革収取は徴収ではなく、「買集」による調達なのである。したがって、民間の皮革流通と競合してのそれは、元締役所の資金難とともに藩庫への納入額は当初所定の一〇〇枚に達せず、八〇枚台からさらには六〇枚台にも低減。ついにはこの元締役による買付上納の方式は頓座。延宝期を境に(表8参照)、皮革収取方式は全般的な封建地代収取機構である村請制を介して収納する方式へと切り替わる。このため各地八かわやVへの割付け賦課が行なわれ、給領村八かわやVも公領村を介してその「御一紙座借、上納」することになる。延宝五年(一六七)には吉敷宰判と舟木宰判境界での「芝境」の協定がなされている。八かわやVの生産基盤とそれからの収取体制が全藩的に確定づけられているのは、寛文期に続く延宝期である。

この正保期以来の頭支配の人身隷属支配的な方式から、村請制あるいは寺請制という全体的な支配機構への依拠という方向こそ、正保—明暦段階を経ての万治・寛文・延宝期に始まる段階であろう。それこそ隔別支配の全面化、全体制化にほかならない。部落寺院の設定(表1参照)、公簿上での別帳化(表2参照)などとしてそれは表現される。

九 賤民制の確立と農民支配の体制

それでは、こうした賤民制の強化確立はどのような体制的な要請とメカニズムに沿ったことであつたのか。近世封建支配にとって、最大の体制的課題が農民の土地・農業への緊縛と、それからの貢租収奪であつたことは云

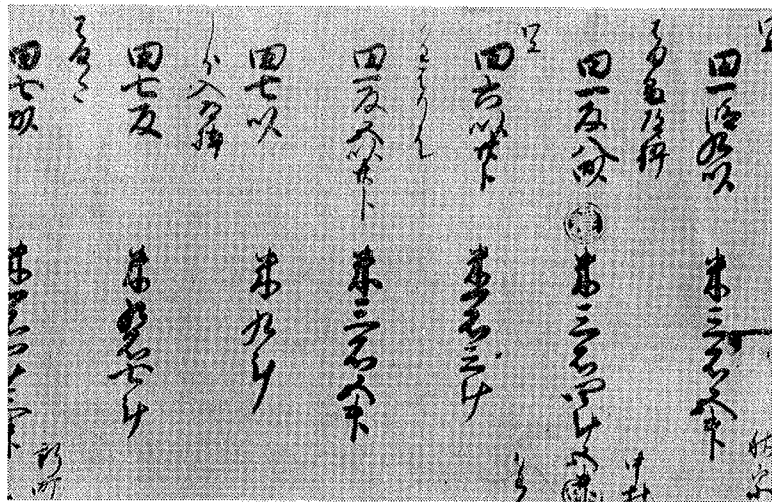
うまでもない。そのため「未進百姓」「走り百姓」に対しては、暴力的な規制を加えるとともに、差別と貶蔑をも添加した。

「百姓年貢を納めずして我儘成者をバ相百姓に取らへさせ、一昼一夜が間水牢へ入る……、是へ入たる者おば相百姓より穢多の如くにさげしめて人数へのせざるゆへ其子孫迄面目ヲうしのふ也」^④（防州熊毛郡の毛利輝元時代の事件に）
（関連しての地名伝説）

しかし、農民階級の間には醸成蔓延してくる不満と抵抗への危惧と警戒なくしては、封建支配は存立しえない。たとえば、寛永一〇年（一六三三）六月、幕府巡見使の来藩にあたっては、長州藩首脳部は藩内農民の巡見使への直訴を恐れねばならなかった^⑤。

こうした階級の矛盾の激化のなかで、農民支配、農民処遇の上から、一つにはイデオロギー的措置が要請され登場してくる。正保三年六月、松江藩では町奉行に次のような心得方を示している。

「農ハ国ノ本ニシテイトウト、キモノ也、……工・商・出家・神主・長袖ノ類ハ、無テ叶ヌモノト云ヘ共、是ア遊民ト称メズ実



「かわはりば（皮張場）」が見える『慶長十五年防州都濃郡〔H地〕打渡坪付』

本文37頁参照

ニ不織不耕、……農民ヲ蔑如ニスル事以ノ外ノ事也^⑥
それこそは、△百姓▽身分の相対的地位の優位性の強調と保障にほかならない。もちろん、こうした教宣によって△百姓▽の生活現実が好転したわけではない。

「士農工商と名前はよいが、年貢上納で骨身をやせる」^⑦（防州吉敷郡の里謡）
いみじくも防州吉敷郡に伝わる里謡が云い得ているように、百姓身分の相対的優位性の強調こそは、まさに名分論的に、観念的、イデオロギー的に農民階級を慰撫しまやかし、封建的収奪体制を維持、補完する措置であった。

この身分制的農民支配の論理と方策こそは、当然これに表裏する措置として、その百姓身分の相対的優位性の保証の対比物、対置物としての△百姓以下のもの▽△至賤のもの▽の顯示、具備を必然化する。その封建支配者の側にあつての△百姓以下のもの▽——百姓に對置貶蔑されるべきもの——とは何であつたのか。

「彼宗門の儀ハ死候事ヲいたひ不申……百姓已下とは年申、弥々蜂起仕候」^⑧（寛永一四・長州藩家老益田牛庵書状）
「天下の敵、民の怨は切支丹、不受不施、悲田宗なり」^⑨（寛永一八・「公儀御法度」）

すなわち、封建支配者にとって△百姓以下のもの▽とは、反秩序的、反体制的な存在であり、これを一般民衆から隔離分断、貶蔑する代名詞であった。△百姓以下のもの▽△卑賤者と刻印づけることによって、封建支配にとっての障害要素を△社会の敵▽△民衆の敵▽に仕立てて排除するのである。

それはひとり「切支丹」だけであつたのではない。農業離脱の△遊民▽こそ、封建支配最大の課題である農民の土地緊縛の対極にあるものとして、これへの規制が「非人」という扱いで登場するのである。

「明暦元年三月、鳥取にて浮浪の徒を集めて、「[L地]谷に居らしめしもの、終に谷非人といはれ、又在中非人狩として屢遠せらるゝもの……是等を（非人・貧人・貧太と）いへる」^⑩（『鳥取藩史』）

そして、のち松江藩では「鉢屋」を先の「天下の敵、民の怨」の「悲田寺の類なり」としている。「浮浪の徒」のみならず、遍歴と廻在を業とする「道ノ者」の類もまた警戒と統制、貶蔑と隔別の対象として制度的に捕捉されていく。

「出家、山伏、行人、虚無僧、かねたたき、穢多、乞食、非人等、……常々致註議……不健成者、是又一切不可置事」

(明暦二・「徳川禁令考」)

「穢多より下の者、

座頭、舞々、猿楽、壁塗、辻盲、猿引、非人、鉢扣、結揃、石切、放下師、笠張、渡守、山守、筆結、墨師、関守、鐘打、師子舞、簀作、傾城屋、其の外道の者、数多雖有之……」

(寛文七・支藩徳山藩「備志雜記」)

こうして寛文期には、「穢多」という賤称と、「穢多より下の者」という付会のもとに、これら「道の者」類までが身分的、制度的に隔別、統制される体制が現出。寛永期から寛文期にかけて、差別は民衆の世界で展開、浸透していく。

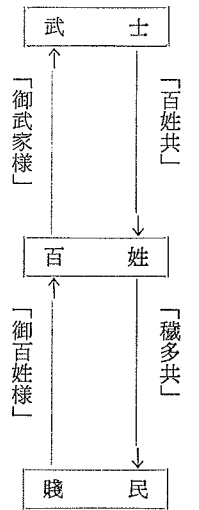
「一、舞まひ、猿楽、賤筋のもの、たとひ其道を在家に於てふしたりといふとも、二代までハ出入間敷候、……但、ひこよりハ不苦事

一、右いやしき筋有之もの、家屋敷直かいとり申輩、右可為同罪候、在家一人隔り候てハ不苦事」

(寛文一〇・広島座頭式目、※初元・寛永一一)

この「百姓以下」身分の極致的な形としての「非人」「穢多」身分の顕現と設定、その「穢多」「非人」身分との対比、対置によって百姓身分はその身分的、相対的優位性を顕明とし、保証されるのである。と同時に、そのことをテコに土地緊縛体制のもとに固着せしめられる。

図Ⅱ 身分間の呼称



そこに賤民制確立の体制的要請とメカニズムがある。百姓みずから「御百姓様」として身分的差別の主体となることによって、身分差別の秩序と論理は貫徹。みずからもまたみずからの首を締めるという身分制支配の秩序と構造(からくり)のなかにとり込まれるのである(図Ⅰ参照)。

そして領主対農民の階級的対立の激化とともに、この「賤」の論理を隔壁、楯とする人民支配の機構は、その人民分断の手段としての本質を顕わとする。一七一〇年代(宝永期)には、ほかならぬ農民斗争への対処手段として、その機能のほどが支配者の側で判知され、伝述されている。

「一揆等悉組合テ、伊勢国エ乱入ス、国司北皇晴具是ヲ防ギ留ント有ケルニ、老臣等思案シテ、当国山田ノ庄ノ穢多非人ヲ相權シ、乞食多勢ニ紙小旗ヲ差連サセ、其旗ニ一様ニ穢多ト云字ヲ書付テ、武士ノ真先エ押立、進マセケル程ニ、流石和州ノ一揆共モ、此小旗ノ文字ヲ見テ、イカナル賤キ我々ニテモ、穢多非人ヲ相手ニシ、合戦ハ成マシトテ、其ヨリ散々ニ成ケル処ヲ、……武士共進出、一揆ヲ追駆追詰テ、悉ク討捕退治シケリ」

(宝永八・「重編忠仁記」)

もちろん、賤民制の強化確立はひとり農民支配の面からだけで把握されるべきではない。賤民身分の側からの抵抗と解放への志向と行動、それへの体制側からの弾圧と反動としての制度の強化、導入、拡充、確立といった、歴史的対抗闘争関係のなかでこそ捉えなければならない。その点で寛文元年防州佐波郡での牢番役拒否事件は重視されよう。

当事件こそは、被差別部落住民みずからが、賤民身分規制の鎖錠であるところの「牢番役」——同時に人民弾圧機構への隷属——からみずからを断ち切り、人民大衆の側にみずからを解き放とうとしての要求と行動であった。この

ことは、とりもなおさず賤民支配体制への反逆であり、万治以来展開する賤民支配強化への抵抗であった。それゆえにこそ、藩権力はこれを逆に制度確立へのモメントに転化し、賤民支配体制の強化確立の推進と拡大をもってこれに対応、報復。拒否要求を抹殺したのである。しかし、この事件は糾告こそは、近世賤民制の編成の基軸と全体制化が何辺にあつたかを、はからずも三〇〇年後の私どもに託言しているのである。

註①長州藩の場合の△成立▽△起源▽に關する先行の諸説については、拙稿「近世賤民制の成立説をめぐる若干の検討」(山口県教育会『教育実践』昭和五二年二月)で概観している。

地域部落史研究の推進にあたっては、これら先学の業績を一定の成果として位置づけていかなければならないが、このことは、云うまでもなくその到達点と限界点を把握するとともに、その克服作業を半歩でも推進することではなければならない。しかるに、そのことなくして単に「一定の成果ではある」などと、あざとく一片の修辭でもって処理、排別するなどということは、それこそみずからの不毛性の自己表明としての貶謗にしかすぎまい。

②布引敏雄「長州藩被差別部落の成立」(『山口県地方史研究』二八)

- ③脇田修「近世封建制と部落の成立」(『部落問題研究』三三)ほか
- ④後藤陽一「近世の身分制と社会」(岩波講座『日本歴史』近世)
- ⑤「正保三年被石上候二歩被返遣事」
- ⑥『萩藩四冊御書付』
- ⑦『防長風土注進案』山口宰判
- ⑧『玖珂郡誌』
- ⑨『大日本古文書』
- ⑩沖本常吉氏の教示による。
- ⑪布引敏雄「長州藩被差別部落成立の一形態」(光市同和問題研究所『いのち』8)が最近発表されている。
- ⑫渡辺広「八河原△から皮田△」(『和歌山大学教育学部紀要』二三)

⑬藤田恒春・石尾芳久「天正十九年江州栗太郎芦浦村検地帳と芦浦観音寺の宗門改について」(『関西大学部落問題研究室紀要』3)

⑭註②のほか⑲「知新集」、⑳「後太平記評判」など

- ⑮「八ヶ国御配地絵図」(本文四二頁写真参照)
- ⑯「延享三年巡見上使記」
- ⑰「大公儀様より穢多共ニ御議定並御請状之写」
- ⑱「典刑」
- ⑲松崎武俊「慶長期における筑前藩の△皮多▽政策」(『部落解放研究』一八)
- ⑳「兩人衆手紙留」ほか
- ㉑「知新集」(『新修広島市史』資料編)
- ㉒『広島県史』近世資料編
- ㉓『鳥取藩史』
- ㉔「慶長見聞書」
- ㉕渡辺広「近世初期における紀州の皮田」(『紀州史研究叢書』一三)

- ⑲「岩邑年代記」
- ⑳石尾芳久「風辺家先祖由来記の研究」(『関西大学部落問題研究室紀要』2)
- ㉑「後太平記評判」
- ㉒「防長風土注進案」三田尻宰判
- ㉓「御書付其外後規要集」
- ㉔「防長風土注進案」舟木宰判ほか
- ㉕「〔K地〕穢多一件」
- ㉖「相木家名録」
- ㉗「毛利氏四代考証論断」
- ㉘「松江市誌」
- ㉙「防長民謡集」
- ㉚「萩藩閩録遺漏」
- ㉛「当道要集」(『改定史籍集覽』)

付記

本稿は、紙面の都合から、当初の書稿を大中に削減。そのため省述、略述に走った向きもある。また、「長州藩における――」

と標榜してはいるが、史料の制約から、近隣あるいは関連諸藩の事例でもって論を進めた部面も少なくない。今後以期するということでは容赦を得たい。

なお、本稿にかかわる調査研究の過程で、いくつかの史料と史実については、次の諸賢から真摯なご教示を得ることがあった。光市同和問題研究所の国広哲也氏と福永常宏氏、岩国徴古館の宮田伊津美氏、津和野町在住の沖本常吉氏、山口県文書館の田村哲夫氏、山口史学会の小川国治氏と日野綾彦氏。末筆ながら銘記して心から謝意を表したい。